

貨物エリア内の燃料タンクの配置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編, S 編, P 編及び R 編
鋼船規則検査要領 S 編及び R 編

改正事項

貨物エリア内の燃料タンクの配置に関する事項

改正理由

近年の硫黄酸化物放出規制への対応の一環として、低硫黄燃料用の燃料タンクを追加設置することが多くの就航船において検討されている。このうち、油タンカーや危険化学品ばら積船にあっては、本船上の区画の制約から、貨物エリア内に新たに燃料タンクを設ける計画もある。

IACS は、上記のような貨物エリア内に燃料タンクを設ける場合について、安全上許容できる当該燃料タンクの配置を検討した結果、当該燃料タンクから燃料が流出した場合を想定した安全措置を講じること等を条件に当該燃料タンクを独立タンクとして開放甲板上に配置することを認める統一規則 M76 を 2016 年 4 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M76 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

油タンカーや危険化学品ばら積船の貨物エリア内に燃料タンクを設ける場合の要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 N 編 11.1.1
鋼船規則 S 編 3.1.5
鋼船規則 P 編 14.3.2, 14.4.2
鋼船規則 R 編 4.5.1, 21.2.1
鋼船規則検査要領 S 編 S3.1.5, 図 S3.1.5-1., S11.1.1
鋼船規則検査要領 R 編 R4.5.1, 図 R4.5.1-5.